

2022 年 10 月 11 日

お客様各位

のぞみ信用組合

当座勘定規定等改定のお知らせ

平素は格別なるご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

全国銀行協会は、2022 年 11 月に「電子交換所」の設立を決定しました。「電子交換所」設立以降は、全国各地に設置されている現在の手形交換所は廃止となり、原則、全ての手形・小切手が電子データで交換を行う「電子交換所」での取扱いに変更されます。

これに伴い、手形・小切手の一部取扱変更にあわせ、当座勘定規定等を下記の通り改定しますのでお知らせいたします。

なお、改定日以前に当座勘定をご契約いただいたお客様にも、改定後の規定が適用されますのでご了承ください。

1. 改定日

2022 年 11 月 4 日（金）

2. 改定対象の当座勘定規定等

- ・ 当座勘定規定
- ・ 当座勘定規定（専用約束手形口用）
- ・ 小切手用法
- ・ 約束手形用法

3. 改定内容

- 当座勘定規定等を以下の通り変更します。

※下線部が改定箇所

当座勘定規定 新旧対照表

(下線部分が改正箇所。)

改 正 後	現 行	備考
第7条（手形、小切手の支払） ① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>② 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u> ③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。	第7条（手形、小切手の支払） ①（同左） <u>（新設）</u> <u>②（同左）</u>	・現行運用上行われている取扱いを電子交換所への移行を機に規定化するもの。
第8条（手形、小切手用紙） ① 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。 ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 ③ 前2項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。 <u>④ 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡し</u>	第8条（手形、小切手用紙） ①～③（同左） <u>（新設）</u>	・現行運用上行われている取扱いを電子交換所への移行を

改 正 後	現 行	備考
<u>てください。</u> ⑤ 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 ⑥ <u>当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u> ⑦ <u>前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u>	④（同左） （新設） （新設）	機に規定化するもの。 ・電子交換所規則第35条で、持出銀行は支払日から3か月間は支払銀行からの請求に応じて手形現物を交付する義務がある（電子帳簿保存法の要件を満たして手形現物を破棄する場合でも3か月は保存しておく）と規定。それを踏まえ、当座取引先の関係において3か月経過後の取扱いを当座勘定規定で定めるもの。
第17条（印鑑照合等） ① 手形、小切手または諸届書類に使用された印影または署名（<u>電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます</u>）を、届出の印鑑（または署名鑑）	第17条（印鑑照合等） ① 手形、小切手または諸届書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いました	・電子交換所からダウンロードする画像（イメージデータ）

改正後	現行	備考
と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 ② 手形、小切手として使用された用紙（<u>電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます</u>）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 ③ この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。	うえは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 ② 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 ③（同左）	により印鑑照合および用紙の確認を行うことを追加。 ・ 同上
<u>（削除）</u>	第28条（個人情報センターへの登録） 個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。 1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。 2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。	・ <u>全国銀行個人情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う改正（廃止日は電子交換所の交換決済開始日である2022年11月4日（金））。</u>

改正後	現行	備考
平成22年 4月 1日 改定 平成24年 4月 1日 改定 <u>令和 4年11月 4日 改定</u>	3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。 平成22年 4月 1日 改定 平成24年 4月 1日 改定	

以 上

当座勘定規定（専用約束手形口用） 新旧対照表

（下線部分が改正箇所。）

改 正 後	現 行	備考
第7条（手形の支払） ① この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。 ② <u>前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u> ③ 当座勘定の払戻の場合には、当組合所定の請求手続をしてください。	第7条（手形の支払） ①（同左） <u>（新設）</u> ②（同左）	・現行運用上行われている取扱いを電子交換所への移行を機に規定化するもの。
第8条（手形用紙） ① 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。 ② <u>当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</u> ③ 手形用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を交付します。 ④ 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。 ⑤ <u>当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその</u>	第8条（手形用紙） ①（同左） <u>（新設）</u> ②～③（同左） <u>（新設）</u>	・現行運用上行われている取扱いを電子交換所への移行を機に規定化するもの。 ・電子交換所規則第35

改正後	現行	備考
<u>支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u> <u>⑥ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u>	(新設)	条で、持出銀行は支払日から3か月間は支払銀行からの請求に応じて手形現物を交付する義務がある（電子帳簿保存法の要件を満たして手形現物を破棄する場合でも3か月は保存しておく）と規定。それを踏まえ、当座取引先の関係において3か月経過後の取扱いを当座勘定規定で定めるもの。
第15条（印鑑照合等） ① 手形、請求書、諸届書類等を使用した印影または署名（<u>電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます</u>）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、請求書、諸届書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。	第15条（印鑑照合等） ① 手形、請求書、諸届書類等を使用した印影または署名を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、請求書、諸届書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。	・電子交換所からダウンロードする画像（イメージデータ）により印鑑照合および用紙の確認を行うことを追加。

改正後	現行	備考
② 手形として使用された用紙（<u>電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます</u>）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 ③ この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。	② 手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 ③（同左）	・ 同上
<u>（削除）</u>	第25条（個人信用情報センターへの登録） 個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。 1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。 2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。	・ <u>全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う改正（廃止日は電子交換所の交換決済開始日である2022年11月4日（金））。</u>

改 正 後	現 行	備考
平成24年 4月 1日 改定 <u>令和 4年11月 4日 改定</u>	平成24年 4月 1日 改定	

以 上

小切手用法（一般当座用） 新旧対照表

（下線部分が改正箇所。）

改 正 後	現 行	備考
4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。 (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには<u>「※」、</u> <u>「★」</u>などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごと</u> <u>に「,」</u>を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。<u>また、崩し</u> <u>字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u> <u>(4) 金額欄には、(2) または (3) に掲げる事項</u> <u>以外の記入は一切行わないでください。特にな</u> <u>つ印や金額の複記が金額欄に重なることがない</u> <u>ようにしてください。</u>	4. (1) (同左) (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには<u>※、★</u>などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壺、弍、参、拾</u>など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。 <u>(新設)</u>	・電子交換所システムの仕様（カンマがない場合は金額チェックでエラーになる）を踏まえ追加。 ・電子交換所システムの仕様（JIS第一水準・第二水準以外の文字は使用不可）を踏まえ使用可能文字を一覧化して追加。 ・電子交換所システムのOCR読取精度を高めるため、誤読要因である読取対象箇所へのメモ書き・記

改 正 後	現 行	備考
		載被り等を禁止。
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。 <u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名、QRコード欄に重ならないようにしてください。</u>	5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。	・ 同上
6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。 <u>また、記名なつ印や金額の複記がQRコード欄に重ならないようにしてください。</u>	6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。	・ 同上

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	100	1,000	10,000
漢数字	壹	貳	参	肆	五	陸	七	八	九	拾	百	千	萬

〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以 上

令和4年11月4日 改正

約束手形用法 新旧対照表

(下線部分が改正箇所。)

改 正 後	現 行	備考
4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。 (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入するときは、チェクライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、<u>「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。</u> なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字</u>を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u> <u>(4) 金額欄には、(2) または (3) に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特にな</u> <u>つ印や金額の複記が金額欄に重なることがない</u> <u>ようにしてください。</u>	4. (1) (同左) (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入するときは、チェクライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには※、★などの終止符号を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。 <u>(新設)</u>	・電子交換所システムの仕様(カンマがない場合は金額チェックでエラーになる)を踏まえ追加。 ・電子交換所システムの仕様(JIS第一水準・第二水準以外の文字は使用不可)を踏まえ使用可能文字を一覧化して追加。 ・電子交換所システムのOCR読取精度を高めるため、誤読要因である読取対象箇所へのメモ書き・記

改 正 後	現 行	備考
		載被り等を禁止。
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。 <u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名、QRコード欄に重ならないようにしてください。</u>	5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。	・ 同上
6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図斜線部分）は使用しないでください。 <u>また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重ならないようにしてください。</u>	6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図斜線部分）は使用しないでください。	・ 同上

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	<u>1</u>			<u>2</u>			<u>3</u>		<u>4</u>			<u>5</u>		<u>6</u>		<u>7</u>			<u>8</u>		<u>9</u>		<u>10</u>			<u>100</u>			<u>1,000</u>			<u>10,000</u>	
<u>漢數字</u>	<u>壹</u>	<u>壺</u>	<u>弍</u>	<u>弐</u>	<u>弍</u>	<u>貳</u>	<u>貳</u>	<u>參</u>	<u>參</u>	<u>四</u>	<u>泗</u>	<u>肆</u>	<u>五</u>	<u>伍</u>	<u>六</u>	<u>陸</u>	<u>七</u>	<u>漆</u>	<u>質</u>	<u>八</u>	<u>捌</u>	<u>九</u>	<u>玖</u>	<u>拾</u>	<u>什</u>	<u>百</u>	<u>陌</u>	<u>佰</u>	<u>千</u>	<u>仟</u>	<u>阡</u>	<u>萬</u>	<u>萬</u>

〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

収入印紙		約束手形			
金額		支払期日	令和	年	月 日
		支払地			
		支払場所			
上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形と引替えにお支払いいたします 令和 年 月 日 振出地 住所 振出人					
					

以 上

令和4年11月4日 改正